

OPEXの費用検証結果について (統計査定結果)

第20回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年9月22日



- 1. 第19回専門会合におけるOPEX
に係る指摘事項の検証結果**
2. OPEXの費用検証結果について
(統計査定後)

第19回専門会合における指摘事項について

- 第19回専門会合において、関西電力送配電が規制期間（スマートメーター導入後）に見積っている検針に係る費用の合理性についてご議論いただいた。
 - これに関し、いただいた主な意見は以下のとおり。
- ✓ 他社より先行してスマメを導入しても、通信方式を最新の技術に転換しなかった経営判断は疑問である。（河野オブザーバー）
 - ✓ 関西電力送配電の説明には一定の合理性はあった。しかし、スマメ導入の経緯を踏まえると、通信方式を転換しなかったことによる費用の負担を消費者に押しつけるのか。その点はよく考える必要がある。どれくらい査定するのか決めるものではないか。（松村委員）
 - ✓ 関西電力送配電と他社との費用計上の方法の違いを踏まえて横比較してはどうか。（北本委員）
 - ✓ 一度導入したシステムを転換することは簡単ではなく、そのまま使わざるを得なかった状況は理解できる。他のシステムを参考例にして転換が簡単ではないことを関西から補足資料あれば理解を得やすいのではないか。（平瀬委員）
 - ✓ 一度導入した通信方式の変換には費用や時間が相当かかるものであり、結果として現地検針の数が一定数残ってはいるが、当初開発して実稼働が確認された物を確りと使い込み、使い込む中でコストダウンを図っていくものと考えてまいった。（関西電力送配電オブザーバー）

委託検針費・委託費等（検針に係る費用）の合理性について【検証結果】

- 前回の専門会合のご意見を踏まえ、関西電力送配電が規制期間（スマートメーター導入後）に見積っている検針に係る費用の合理性について、一定程度は認められるものの、同社における通信方式の選択等によりコストダウンが図られなかったことを全て託送料金の原価に算入することは認めがたい。
- したがって、関西電力送配電の規制期間の見積り値（収入の見通し）から委託検針費の一部を除外することとしてはどうか。
- 具体的には、中立的に他の一般送配電事業者と比べることができる全件数に対する現地検針率を比べることとし、その割合が最も高い関西電力送配電の2%から一般送配電事業者のうち第2位の現地検針率（中国電力ネットワークの1.7%）を差し引き、この差分（※）を除外することとしてはどうか。 ※2%に対する0.3%の割合=15%

指摘事項 2：委託検針費・委託費等（検針に係る費用）の合理性について 1 / 2

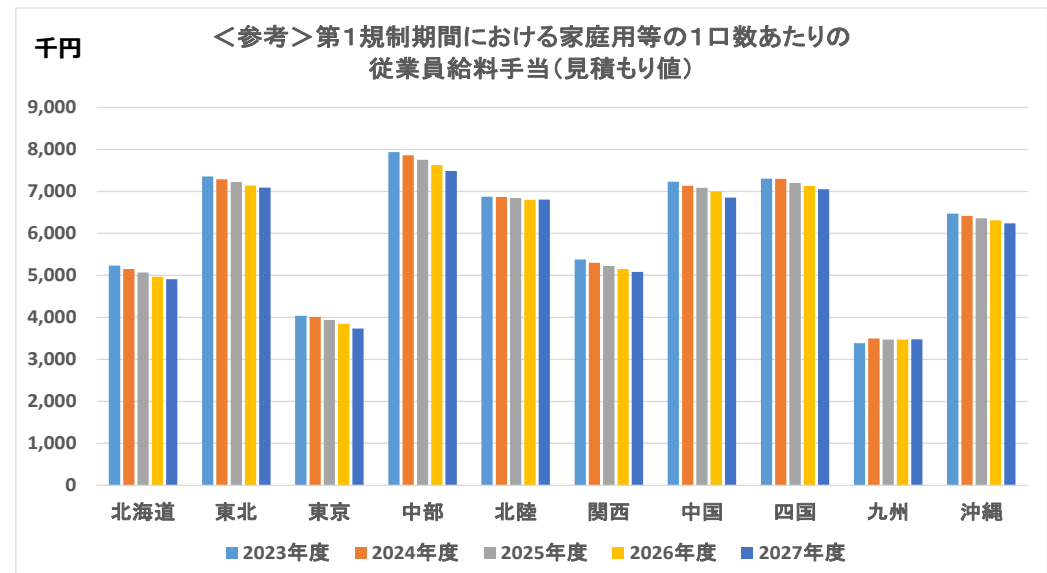
- 第17回専門会合において事務局から提示したスマートメーター導入後の検針に係る費用として委託検針費及び委託費の推移について、横並びが揃った内容ではなかった。あらためて事務局から各一般送配電事業者（以下、「一送」）に対し、検針に係る費用等について調査を実施したので、その結果を御報告させていただく。
- 検針業務の遂行について、これを誰が担うのか、また委託する場合の業務範囲は、一送の運用の範囲であり、その会計整理は委託検針費（検針員への委託または法人への委託）、委託費（法人への委託）、給料手当（社員業務）、雑給（嘱託社員）というように仕分けられている。
- このうち、社員や嘱託社員が検針業務を行っている一送においては、検針業務時間を個別に管理していないことから、検針に係る費用が精緻に特定できない。また、後述（次頁）のとおり、設備投資して通信機器を設置することで通信困難箇所を減らす対策を取った一送もある。
- 他方、検針に係る費用の検証として、その多寡に一定の影響を与うる中立的なデータは現地検針数が考えられるところ、各一送から聴取したスマートメーター導入後における現地検針数（見積もり）は次頁のとおり。

指摘事項 2：委託検針費・委託費等（検針に係る費用）の合理性について 2 / 2

- 各一送におけるスマートメーター導入後の現地検針数（検針員などが作業）は以下のとおり。
 - 各一送のエリアでは、それぞれ山間部等における一定程度の通信困難地域が存在しているが、その対処は、現地検針を行う方法や機器の設置による通信対策を行う等の方法が考えられる。
 - 第17回専門会合において、関西電力送配電の現地検針数（約27万件）及び検針に係る見積費用が高いとの指摘について、同社からは、その理由として、現行スマートメーターの導入時に、他社と異なる通信方式等を採用した結果、現地検針数に差が出ていることや、見積費用は現地検針以外に、検針関連の内勤業務等を含めた委託費である旨の説明があった。こうした背景から検針に係る費用が他社に比べて高額である状況について、どう考えるべきか。
 - 現地検針の割合が低い中部電力パワーグリッドと北陸電力送配電にその背景を確認したところ、現地検針数が少ない理由として、通信困難箇所を減らすため、検針コストと比較して費用対効果の見込める箇所については、通信対策工事(中継器の設置等)を実施している旨の説明があった。

	全件数に対する現地検針の割合及び数	
北海道	約 1.4%	約 5.4万件
東北	約 1%	約 7万件
東京	約 0.56%	約 17万件
中部	約 0.15%	約 1.5万件
北陸	約 0.27%	約 0.5万件
関西	約 2%	約 27万件
中国	約 1.7%	約 8.5万件
四国	約 1.5%	約 4.2万件
九州	約 1.5%	約 13万件
沖縄	約 1%	約 0.9万件

※事務局において各一送から任意で聴取したもの



※第17回料金制度専門会合資料4等に基づき、事務局において試算したもの
※給料手当は基準賃金、基準外賃金及び諸給与金

当社の現行スマートメーターの仕様について

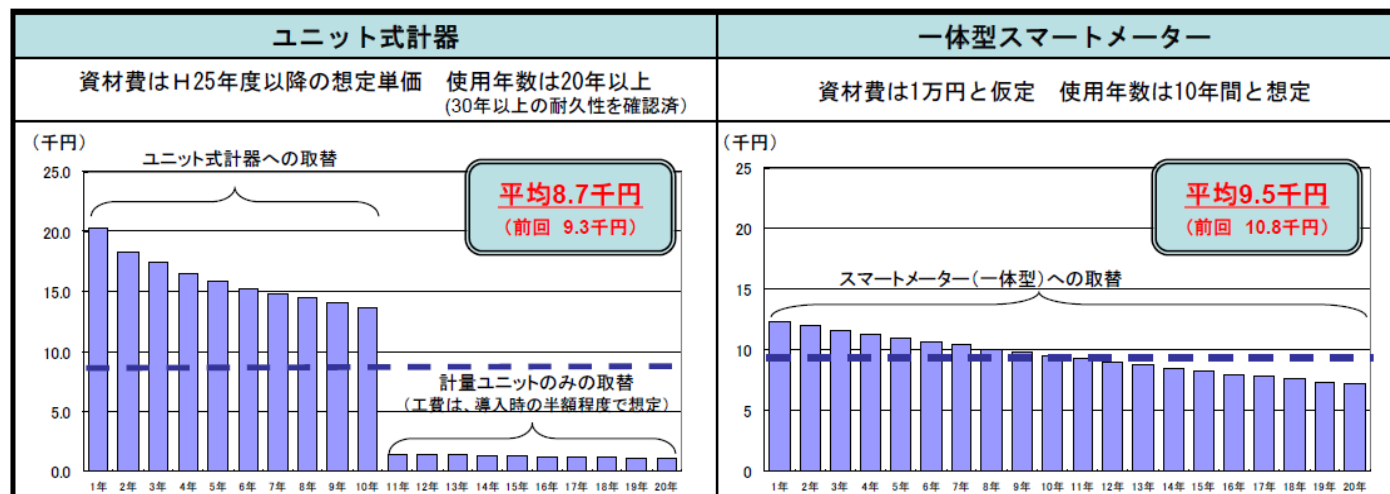
- **当社の現行スマートメーターは、ユニット式を採用しており、ベース部分に「計量」「通信」「負荷開閉」の3つのユニットをそれぞれに取り換えて使用できるユニット構造となっています。**
- **ユニット式計器を採用した理由は、検針費用ではなく取付コスト（資材費＋工事費）について、一体型と比べて初回の取付コストは高くなりますが、10年後の検定満了時の取替において、計量ユニットのみの取替とすることができるため、20年間のライフサイクルで評価した場合、ユニット式の方が取付コストを抑制できると判断したことによります。（詳細は後述）**

ユニット式計器と一体型スマートメーターの比較

第17回電気料金審査専門委員会
(2013月2月6日) 資料7-1の抜粋

- ・ 割引率の見直し（1.6%→事業報酬率2.9%）、及び、工費の効率化効果7%を織り込み、法定取替時のコストを再算定。
- ・ 再算定した結果でも、法定取替時に計量ユニットのみの取替で対応できるユニット式計器の方が、1万円の一体型スマートメーターと比較して、長期的なコストの面で合理的である。

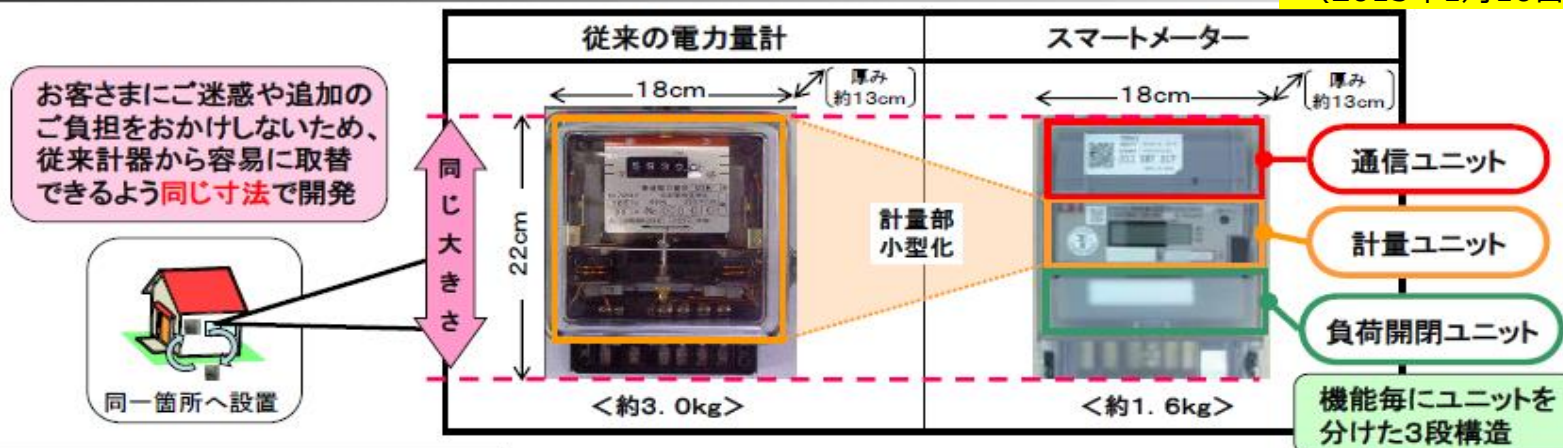
【法定取替時に必要な1台当たりの工事費（資材費＋工費他）の比較】 （割引率2.9%で算定）20年間使用した場合で比較



- ユニット式計器は、「安全・サービス向上」、「ライフサイクルコスト」、「拡張性・柔軟性」の観点から、ベース部分に「計量」「通信」「負荷開閉」の3つのユニットをそれぞれに取り換えて使用できるユニット構造となっています。

2. スマートメーター(ユニット式計器)の特徴

第14回電気料金審査専門委員会
(2013年1月10日) 資料7-2



ユニット式計器の導入による主な効果

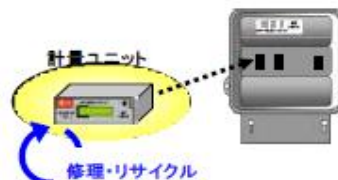
安全・サービス向上

安全かつ無停電で作業が可能



コスト

計量法に基づく取替を考慮した
ライフサイクルコストの低減が可能

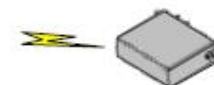


取替時、ベース部分はそのままに
計量ユニットだけ交換(取替コスト抑制)

拡張性・柔軟性

将来の様々なニーズに対して
柔軟かつ容易に対応可能

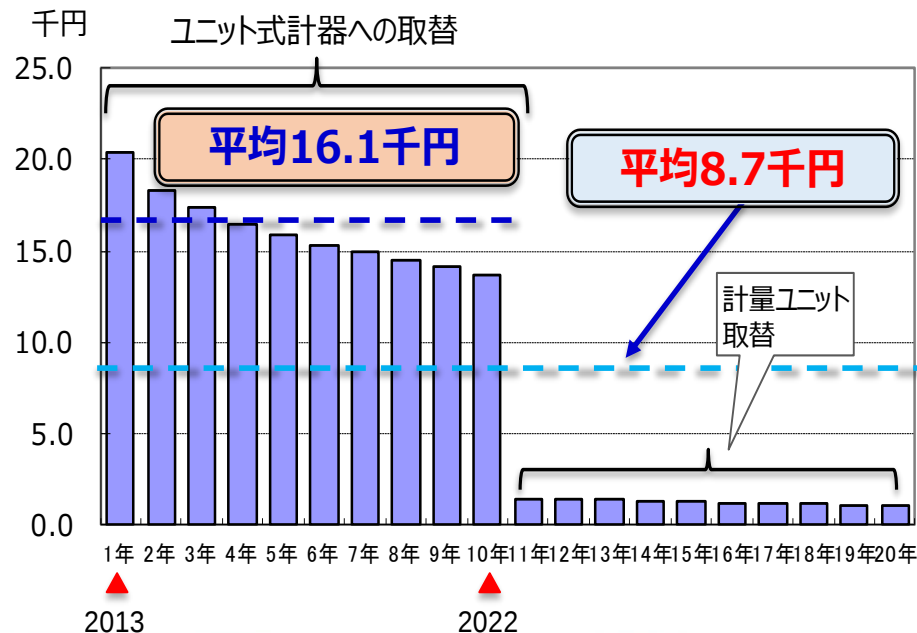
- ・遠隔でソフトウェアをアップグレード
- ・通信技術の進化にも柔軟に対応
〔H22年度より、高速通信可能な無線LAN方式を追加導入〕
- ・将来の機能拡張や追加も容易かつ低コスト



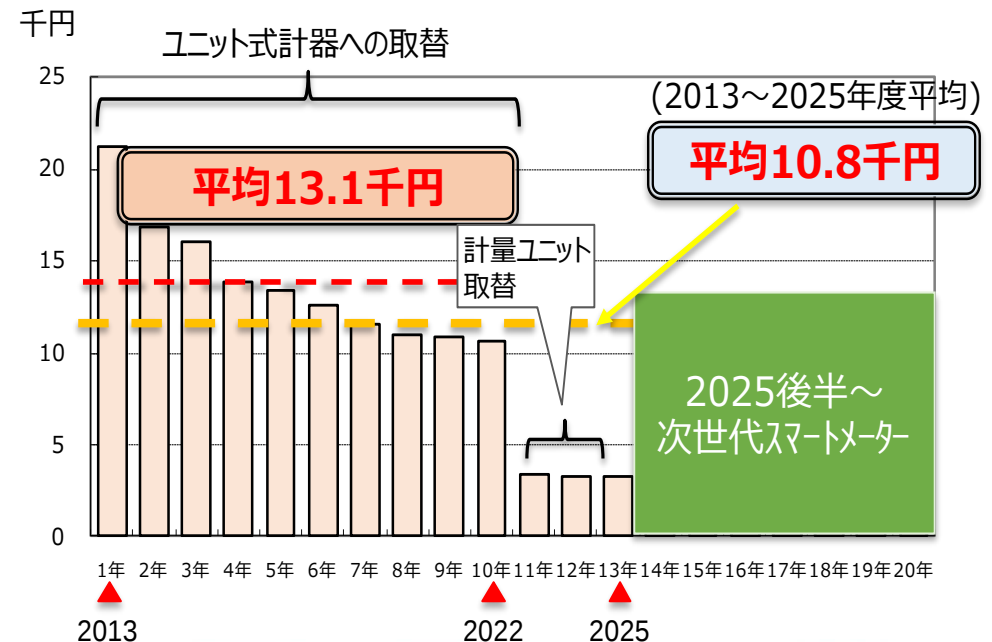
当社スマートメーターの取付コスト推移について

- 当社スマートメーターの取付コストの実績は、初回**取付コストが13.1千円／台（▲3.0千円／台）**となっており、**導入時の想定取付コストに比べて低減**しております。
- 一方で、2025年度から次世代スマートメーターの導入を進めるため、現行スマートメーターの導入時に見込んだコストメリットは実現できなくなりましたが、新たな社会便益の創出を目指し、官民による検討のもと導入することとなった経緯などを勘案のうえ、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

導入時の想定取付コスト



取付コスト実績



検針委託費について

当社検針委託費の内訳について

- 当社の検針委託費は、規制期間で約44億円／年を見込んでおります。
- 当社の委託対象業務には、現地検針に係る業務以外に、検針データ管理等の「検針管理業務」（現地検針分だけでなくエリア全体の約1,400万件が対象）および契約案内ビラ等の「投函業務」といった、狭義の検針作業以外の関連業務が含まれております。（他社様とは委託業務範囲が異なる可能性があると認識しております。）

	2023	2024	2025	2026	2027	5か年合計	5か年平均
検針委託費	4,798	4,798	4,324	4,181	4,155	22,256	4,451



項目	見積費用 5か年平均
外勤業務	2 9 億円
うち現地検針(27万件)	2 3 億円
うち投函業務(11万件)	6 億円
内勤業務 (全計器:1,400万件)	1 5 億円
検針委託費 計 (外勤+内勤)	4 4 億円

※ 検針管理業務・現地検針作業に係る費用を計上

- 当社のスマートメーターの通信方式は、バケツリレーによりスマートメーターのデータを集約し、収集装置※まで伝送する「マルチホップ方式（MH）」を採用していますが、MH方式において、**山間部や建物遮蔽箇所等の通信不可箇所**が一定程度存在しており、スマートメーター全数設置完了後も、当社エリアの**約2%に相当する約27万件の現地検針作業**が必要となる見込みです。

※スマートメータからのデータを集約し、上位のシステムへ光回線や携帯回線を用いて伝送する装置

- **当社の現地検針比率が高い要因**としては、**先駆けてスマートメーターを導入した当社と他社様ではMH方式において採用している通信方式が異なり、当社の通信方式の方が伝送距離が短いこと等に起因して、現地検針が必要となる件数が多くなっていると推定**しております。

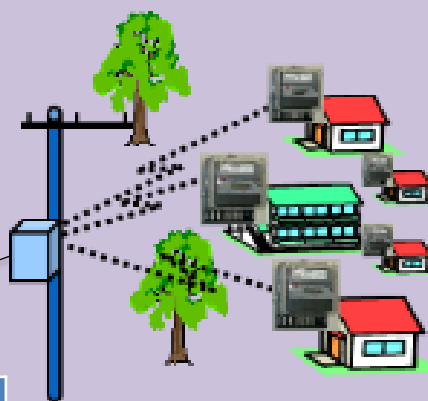
光・携帯整備エリア【約99%】

収集装置（ゲートウェイ）

・集約装置から上位へは光回線もしくは携帯回線で伝送

上位システム
(HES)

光回線
携帯回線



通信状態が
不安定な箇所

未整備エリア【1%未満】

通信不可箇所



	関西	他社様平均
現地検針収集件数	27万件	6万件
現地検針率	2%	1%
(参考) 自動検針率	98%	99%

遠隔検針（98%）

現地検針が必要な箇所（2%）

13

当社スマートメーターの通信方式について

- 当社は2.4GHz無線LANおよびPHS方式を採用しておりますが、他社様では920MHz無線通信を採用する会社が大宗を占めています。
- 他社様に先駆けてスマートメーターを導入した時点（2008年）では、接続性、通信速度、通信安定性等の観点から採用可能な通信方式は2.4GHzおよびPHSでしたが、伝送距離は400m～800m程度となっています。一方、当社の現行スマートメーター導入後、920MHzが本格運用（2012年に総務省令改正）され、以降にスマートメーターを導入された他社様は920MHzを採用された結果、伝送距離は1,000m程度と2.4GHzおよびPHSを上回ることとなりました。こうした特性等により、当社の現地検針数は他社様と比べて多くなっているものと考えております。
- 次世代スマートメーター導入が控える現状においては、積極的な設備投資を行うのではなく、当面は現状の自動検針率での運用を維持しつつ、2025年度以降の次世代スマートメーター導入により、2034年には自動検針率を99.8%まで向上させることで現地検針費用の低減に努めてまいります。

<通信方式による分類>

		MH（マルチホップ）方式		（参考）1：N方式 （LTE）
		2.4GHz・PHS	（参考）920MHz	
概要		・スマメ同士をバケツリレーし一定程度収集した上で、光もしくは携帯電波で上位システムへ伝送 ・収集装置など、スマメ以外の周辺機器が多く必要		・スマメから携帯電波を用いて直接上位システムへ伝送 ・収集装置が不要
特徴	通信速度	約32～200kbps	数10～100kbps	数10Mbps
	伝送距離	約400m～800m程度	約1000m	約1500m

次世代スマートメーターの導入により、1：N方式を採用し2034年度には自動検針率99.8%まで向上

内勤業務について

- 当社は検針関連業務の外部（法人）委託化を従前より進めてまいりましたが、**外勤業務**（現地検針作業27万件、投函業務11万件）**に加え、内勤業務**、具体的には、**全計量器設置地点（約1,400万件）の検針業務を滞りなく実施する対応**として、**検針準備処理・料金反映に係る処理など検針に係る業務の全般を委託**しております。
- 他社様における内勤業務の費用計上の詳細はわかりかねますが、当社が検針委託費の内数として計上しているのに対し、外部委託化をされていない他社様の場合は直営人件費、またはその他の委託費等で計上されている可能性があるかと認識しております。

内外勤	業務名	詳細	スマメ全導入後	対象範囲
外勤業務	検針作業	「定例検針作業」「再検針作業」	継続 (現地検針数の減少に伴い縮小)	27万件
	大口検針	「大口検針作業」		
	託送検針	「ネットワークサービスセンター依頼分の検針作業」		
	投函業務	「新入居者向けの契約ご案内ビラ」「廃止中使用者への契約促進ビラ」	継続	11万件
内勤業務	検針整理	「委託検針訪問結果確認」「検針申出対応」「検針伝送作業」	継続 (現地検針数の減少に伴い縮小)	1,400万件
	検針準備	「検針データの手配」「検針準備エラーリスト処理」	継続 (現地検針数に係わらず発生)	
	検針事故対応	「異動通知・エラー補正」「使用電力量調査票発行」「現場調査」「料金訂正等、後続処理依頼」		
	大口検針データ整理	「大口検針データの確認」「大口検針結果整理・伝送」		
	大口自動検針	「自動検針登録作業」「検針結果確認伝送」「検針票送信対応」		
	託送検針データ整理	「ネットワークサービスセンター依頼分の伝送処理」		
	低高圧自動検針	「検針データの確認」「検針結果登録」「検針結果整理・伝送」		
	検針エリアの管理	「受持エリアの調整」「受持エリアの決定・通知」		
	番号訂正	「区画整理等による番号訂正」「お客さまへの周知」		
	住所整理	「住所相違の確認」「住所訂正処理」		
	自家消費電力	「自家消費電力の検針」「自家消費電力の算定・通知作業」		
	非例月・未計器対応	「非例月・未計器従量の準備」「お客さま協議」		

検針委託費について（まとめ）

- 当社の現地検針率が高いのは、当社が他社様に先行してスマートメーター導入を進めた過程で採用した通信方式（2.4GHz・PHS）の伝送距離が短いこと等により、920MHzを採用した他社様と比べて通信困難箇所の件数が多くなっていることが要因と推定しております。
- 当社の検針委託費には、現地検針に要する費用以外に、全計器約1,400万台に関する検針管理業務や投函業務などの費用が含まれており、他社様との比較においては、委託業務範囲に差異がある可能性を踏まえた評価をお願いしたいと考えております。
- 当社が現行スマートメーターを導入した際の通信方式の選択等により、結果として現地検針数が相当数残存しておりますが、スマートメーター導入に先進的に取り組んできたことで生じた結果でもあることは斟酌していただき、会社間で検針関連費用の計上方法に差異がある可能性も考慮いただいた上で、一部シンボリック費用と同種の費用として本件委託費を減額することはご容赦いただきたいと考えております。

1. 第19回専門会合におけるOPEXに係る指摘事項の検証結果
2. **OPEXの費用検証結果について
(統計査定後)**

本会合においてご議論いただきたい事項

- 第17回及び第19回専門会合のご議論を踏まえ、OPEXの統計査定を行った結果を報告するとともに、その報告内容についてご議論いただきたい。

①OPEX ー統計手法を用いた10社比較に係る具体的検証項目ー

- OPEXにおける統計手法等を用いた10社比較について、以下の事項について検証を行う。

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

各社の過去実績を用いた推計費用の適切な算出について

- 審査要領に規定された統計手法（重回帰分析）及び算出式の考え方に則り、全社の効率性を反映した推計費用を適切に算出する。

トップランナー的補正及び過去実績反映の適切な実施について

- 適切に算出された推計費用と、一般送配電事業者の参照期間における実績（2017年度～2021年度）について、審査要領で規定された算出式の考え方に則り、各一般送配電事業者の効率性スコアを適切に算出し、当該効率性スコアを用いてトップランナー的補正（期初：上位5位⇒期末：上位3位）を行うとともに、第一規制期間においては、参照期間における実績も50%反映させる。

過去実績から推計できない、規制期間中の費用増加の妥当性について

- 規制期間における見積り費用が統計的な手法を用いた査定により算出された額を上回る場合については、一般送配電事業者から申請があった場合に限り、その費用の合理性（参照期間において発生していない費用であって、規制期間に新たに発生する費用や、個別の一般送配電事業者特有の外生的要因によって新たに発生する費用であるか等）を検証する。

（2）統計的な手法を用いた査定

第一区分費用は、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うこととする。

① 全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出

全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出については、次に掲げる手法を用いることとする。

- i 第一区分費用を対象に全一般送配電事業者の参照期間における実績を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を行うこと。さらに当該分析において両辺を対数変換すること
なお、具体的には以下の計算式のとおりとする。

〈算出式〉

第一区分費用（Y）＝必要な人員数（X1）×一人当たり給与（X2）

必要な人員数（X1）は、需要要因（X1A）と地理的要因（X1B）の積に比例すると仮定して分解すると以下のとおりとなる。

第一区分費用（Y）＝需要要因（X1A）×地理的要因（X1B）×一人当たり給与（X2）

これら全ての変数を対数変換すると以下のとおりとなる。

$\log(Y) = a \cdot \log(X1A) + b \cdot \log(X1B) + c \cdot \log(X2) + d$

- ii 重回帰分析における説明変数には、外生要因として、最大負荷等の需要要因、可住地面積等の地理的要因、各都道府県の人事委員会が公表する「職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく職員給与と民間給与との比較」を踏まえた一人当たり給与に該当する変数をそれぞれ設定すること

② トップランナー的補正

トップランナー的補正については、次に掲げる手法を用いることとする。

- i 重回帰分析により算出された推計費用と、一般送配電事業者の参照期間における実績を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコア = 各一般送配電事業者の参照期間における実績 ÷ 参照期間において重回帰分析により算出した全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用

- ii 算出された全一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間の初年度において効率性スコアの上位五位、規制期間の最終年度において効率性スコアの上位三位をトップランナー水準の効率性スコアと設定した上で、重回帰分析により算出された推計費用にトップランナー水準の効率性スコアを乗じることにより、当該初年度から当該最終年度にかけて段階的な効率化を求める方法で、トップランナー的補正を行うこと
- iii 第一規制期間においては、トップランナー的補正を行った第一区分費用に百分の五十を乗じた額に、参照期間における各一般送配電事業者の第一区分費用の実績に百分の五十を乗じた額を加えること

(3) トップランナー的補正の結果を踏まえた査定額の確認

規制期間における見積み費用と統計的な手法を用いた査定により算出された額の差額の審査を行い、原則、統計的な手法を用いた査定により算出された額を査定額とする。ただし、規制期間における見積み費用が統計的な手法を用いた査定により算出された額を上回る場合については、一般送配電事業者から申請があった場合に限り、その費用の合理性を確認することとする。

全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て算出された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。なお、この審査においては、参照期間において発生していない費用であって、規制期間に新たに発生する費用や、個別の一般送配電事業者特有の外生的要因によって新たに発生する費用であるか等の観点から重点的に行うこととする。

OPEXの統計査定（対数変換）

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- OPEXの大半は人的経費であり、「必要な人員数×一人当たり給与」と表現できる。必要な人員数は最大負荷と地理的要因の積に比例すると仮定したうえで、これら全ての変数を対数変換すると、OPEXが足し算の式となり重回帰分析が可能となる。

OPEX費用
(Y)

=

必要な人員数
(X1)

×

一人当たり給与
(X2)

分解

需要要因
(X1a)

×

地理的要因
(X1b)

×

一人当たり給与
(X2)

需要が大きいほどより多くの人員が必要

供給面積が広いほどより多くの人員が必要

対数変換することで足し算の式となり、重回帰分析が可能

log(Y)

=

a*log(X1a)

+

b*log(X1b)

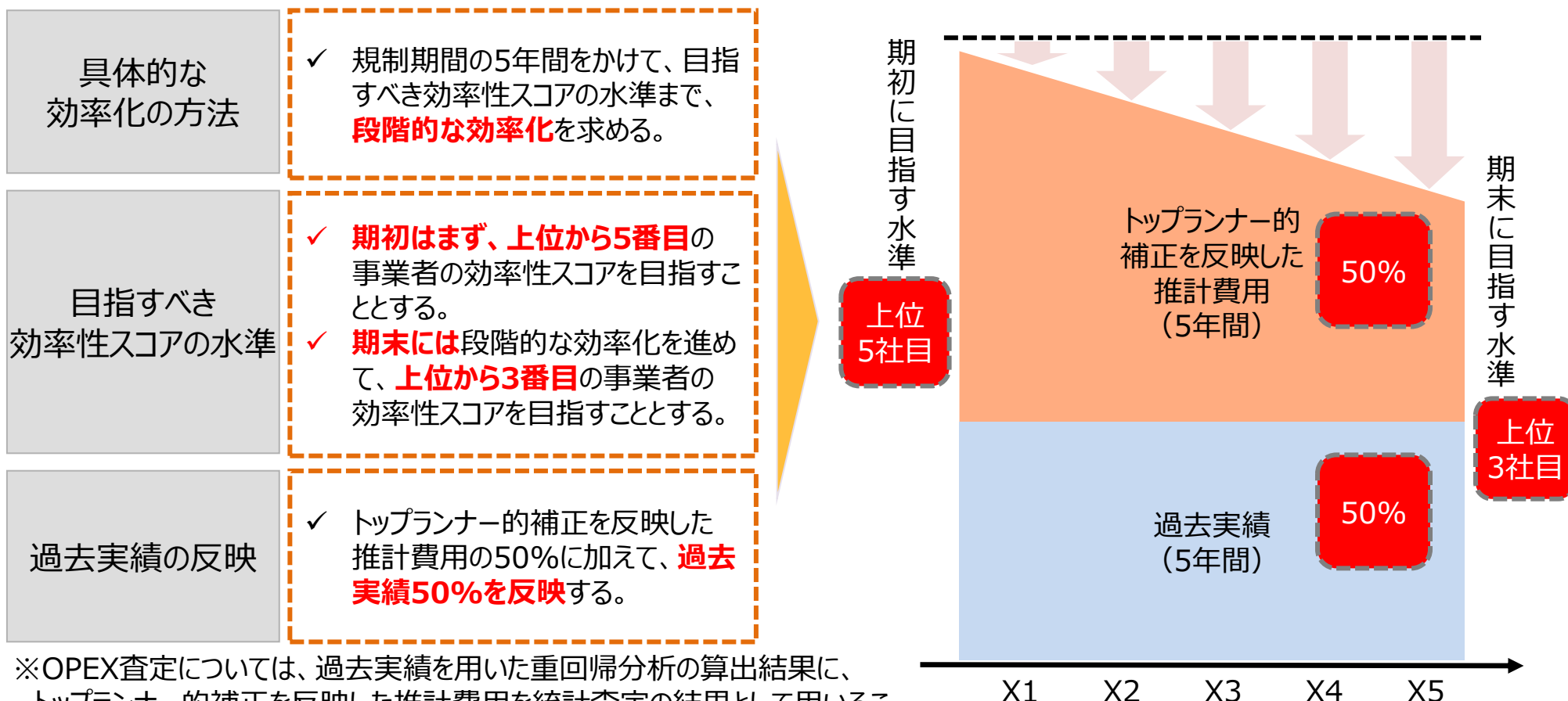
+

c*log(X2)

トップランナー的補正の導入方法、過去実績の反映割合

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- OPEX査定のトップランナー的補正における効率性スコアの水準は、横比較を通じて事業者全体のコスト効率化を促す観点から、【期初】上位5位、【期末】上位3位を基本とし、規制期間において段階的な効率化を求める。また、第1規制期間においては、激変緩和措置の観点から、トップランナー的補正を行った推計費用に対して各事業者の過去実績も反映（50%）する。



※OPEX査定については、過去実績を用いた重回帰分析の算出結果に、トップランナー的補正を反映した推計費用を統計査定の結果として用いることを基本とする。ただし、規制期間において過去実績からは推計できない費用の増加が見込まれる場合には、必要に応じて調整を行うこととする。

第三章 レベニューキャップ制度における審査・査定方針

2 効率化係数の設定について

(1) 基本方針

レベニューキャップ制度の狙いは、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させることであり、そのコスト効率化には、統計査定を通じた事業者間比較等によって、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を実現する手段に加え、さらに、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、効率化係数を設定することとする。

(2) 効率化係数の対象費用について

効率化係数の対象となる費用については、制御不能費用や事後検証費用、次世代投資に係る費用など一般送配電事業者に効率化を求めるべき性質にない費用を除いた費用とする。

(3) 効率化係数の設定値について

効率化係数については、需要減少に伴い中長期的に減少することが期待される費用を加味する観点から、規制期間において想定される参照期間からの需要減少率を基点とし、昨今の需要減少率に対して過去の供給計画における実績値が、想定値から一定値減少する傾向にあることを踏まえ、規制期間初年度から年率千分の五ずつ段階的な効率化を行い、最終年度に千分の二十五の効率化が達成されるよう設定を行う。

【参考】効率化係数の設定について

- 効率化係数の設定に当たっては、需要減少時に伴い中長期的に減少することが期待される費用を加味する観点から、規制期間において想定される**需要減少率約1.1%／5年を参考とする案【案1】が、議論の発射台として考えられるところ。**
- 一方で、第1規制期間において限定的なインセンティブ設定とする方針の我が国と状況が類似しているという理由から、**ドイツ（＝インセンティブは設定せず）の第2規制期間における効率化係数7.5%／5年（年率1.5%）を参考とした場合**、ドイツにおける効率化係数の対象費用の割合（2割）と、我が国のレベニューキャップ制度における効率化係数の対象費用の割合（7割）を用いて**補正をすると、効率化係数は約2.1%となる【案2】。**
- さらに、**【案1】として示した需要減少率は、過去の供給計画における実績値が、想定値から約1%減少する傾向にあることを加味すると、**効率化係数の対象経費の割合（7割）を用いて補正した場合、**約2.5%となり、当該値を効率化係数として設定することも考えられる【案3】**
- 上記を踏まえ、**海外比較による定量的な観点から妥当な効率化係数の設定を検討した場合、【案2】2.1%／5年の水準が考えられるところ、我が国の第1規制期間においては、事業者にコスト効率化を求める観点から、抑制的な水準値とする方向で検討しているインセンティブ水準等とは異なり、より野心的な目標を設定することとし、【案3】の2.5%／5年を設定する。**

案1	● 査定時に過去実績を参照する期間（2017～2021年度）と規制期間（2023～2027年度）を比較した際の需要減少率を、効率化係数の対象費用の割合（7割）を用いて補正	5年 1.1%（年率0.22%）
案2	● ドイツの第2規制期間における効率化係数値を参照して算出	5年 2.1%（年率0.425%）
案3	● 定量的に想定し得る上記効率化目標から、さらに追加的な効率化を目指して設定 （案1の需要減少率に、供給計画における想定ズレをさらに加味）	5年 2.5%（年率0.5%）

統計査定結果

- 審査要領に基づき、統計査定を実施した結果は以下のとおり。
- 規制期間におけるOPEXの額は、統計的査定方法により算出された額を基本とする。但し、規制期間における見積り値が統計的査定方法により算出された額を上回る場合であって、一般送配電事業者から申し出があった場合、当該申出内容の合理性の判断を行うものとする。

(単位：億円)

会社	実績費用 (参照期間計)	推計費用 (参照期間計)	効率性 スコア	効率性 スコア 順位	規制期間初年度水準		規制期間最終年度水準		規制期間合計水準			
					上位から 5番目	トップラン ナー補正後	上位から 3番目	トップラン ナー補正後	トップラン ナー補正後	効率化係 数後	見積費用 (規制期間 計)	差異
	①	②	③ =①/②	④	⑤	⑥ = (②*⑤ *50%+① *50%) / 5	⑦	⑧ = (②*⑦ *50%+① *50%) / 5	⑨ = { (⑥+⑧) / 2 } * 5	⑩ = ⑨ * 効率化 係数	⑪	⑫ = ⑩ - ⑪
北海道電力 NW	2,733	2,716	100.6%	5	100.6%	547	99.9%	545	2,728	2,687	2,492	195.7
東北電力 NW	5,934	5,922	100.2%	4		1,189		1,185	5,935	5,846	5,826	19.9
東京電力 P G	15,199	15,965	95.2%	2		3,126		3,114	15,602	15,368	15,334	33.2
中部電力 P G	8,657	8,151	106.2%	10		1,686		1,680	8,414	8,288	8,352	▲ 63.5
北陸電力送配電	1,831	2,050	89.3%	1		389		388	1,943	1,914	1,938	▲ 24.7
関西電力送配電	8,443	8,244	102.4%	7		1,674		1,668	8,354	8,229	8,516	▲ 287.4
中国電力 NW	4,043	4,003	101.0%	6		807		804	4,028	3,967	3,887	80.4
四国電力送配電	2,046	2,049	99.9%	3		411		409	2,050	2,019	2,018	0.8
九州電力送配電	5,982	5,821	102.8%	8		1,184		1,180	5,908	5,820	6,005	▲ 185.0
沖縄電力	666	639	104.2%	9		131		130	653	643	717	▲ 74.1
合計	55,534	55,559				11,144		11,102	55,616	54,782	55,086	▲ 304.5